

## 八幡市国民健康保険運営協議会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、八幡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の決定により非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密に属する事項を取り扱う場合
- (2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

2 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

### (傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の広さ等を勘案して会議ごとに会長が定める。

### (傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻の20分前から開催時刻の10分前までに、会場にて自己の住所及び氏名を所定の用紙に記入し、受付をしなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順で行うものとする。

3 傍聴人は、協議会の庶務を担当する課の職員の指示に従って会場に入室するものとする。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者（第7条ただし書の規定により会長の許可を得た者を除く。）
- (5) その他会議を傍聴させることが不適当と認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てること。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のため

に利用すると認められる物を携帯し、又は着用すること。

- (4) 携帯電話を使用すること。
- (5) 飲酒又は喫煙をすること。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

2 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真若しくは映像を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、この要領に違反した傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。